

令和2年度社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会事業計画

I 事業方針

近年、我が国では、高齢社会が進展し、平均寿命は年々延びております。同じく健康寿命も延び、地域で活動する平均年齢も高くなってきております。

このような状況の中、国の施策方針として示された「地域共生社会」の実現は、かつてあった地域でのつながりを取り戻すことにあります。

一方で、高齢化や生涯未婚率の上昇により、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加しており、家庭の機能低下も生じています。また、日常の様々な場面における「つながり」の弱まりを背景に、「社会的孤立」や「制度の狭間」などが問題視され、この問題を和らげる体制づくりの構築が求められています。そのためにも、本会では住民ひとりひとりの参加で障がいのある人も、ない人も、高齢者も、子どもも「ともに支えあうまちづくりを」の基本理念を目指し、様々な取り組みを積極的に実践するとともに、住民一人ひとりが尊重され、その人らしく生活できるまちづくりに一層努力してまいります。

また、時代のすう勢に応じて本会における介護保険事業の見直しを行い、行政機関のほか、地域で活躍する民間企業や事業所とのさらなる連携体制を構築してまいります。

II 重点事項

1 住民が主体的に活動するためのしくみづくり

本会では、平成28年度から綾瀬市より受託し取り組んでいる「生活支援体制整備事業」における第二層協議体の綾瀬市「ささえあい井戸端会議」の体制作りを重点的に取り組み、令和元年度末までに11地区に発足させてきました。

令和2年度におきましても、残り3地区に「ささえあい井戸端会議」を発足できるように、さらなる支え合いの仕組み作りに努めてまいります。

また、主体的に住民が取り組む活動として、1地区をモデル事業に位置づけ、買い物支援活動を支援してまいります。

今後も、モデル事業の拡充と、進み始めた地域での支え合い活動への支援を図ってまいります。

2 生活困難者に対する支援の充実

平成28年度から公的な制度やサービスでは解決することが困難な方に対し関係機関と連携し解決を図ってまいりました。

しかしながら、生活困窮者に対する支援は、未だ既存の制度やサービスでは対応することが困難な事例が多いことから、本会では、地域で経済的に自立した生活を送れるよう、「断らない相談」や「つなぐ相談」に努め、総合的に支援するしくみの拡充を図ってまいります。

また、本事業は、事業に賛同していただいた企業や事業所並びに個人サポーターの方からの協賛金及び寄付金から成り立っているため、今後も本事業に賛同いただけるよう積極的に周知を行ってまいります。